

農業委員会総会議事録

第4回農業委員会

1. 開会日時 令和8年7月28日（火）午前9時45分
2. 閉会日時 令和8年7月28日（火）午前10時23分
3. 場 所 豊山町役場 2階 会議室2

4. 出席者

委員（全7人中7人出席）

出席者

- 1 番 岡島真二
- 2 番 柴田眞澄
- 3 番 秋田秀機
- 4 番 河村博務
- 5 番 坪井敏行
- 6 番 大野和彦
- 7 番 大口悦美

欠席者 なし

町当局 1 名

産業建設部長 中川 徹

事務局 3 名

事務局長	菊地 建設課長
事務局員	高瀬 土木・農政グループ長
事務局員	古市 主任

5. 会議日程

- (1) 開会
- (2) 事務局職員紹介
- (3) 協議事項
 - ①仮議長の指名について
 - ②会長の選出について
 - ③会長職務代理者の選出について
 - ④議席の決定について
 - ⑤議事録署名者指名
 - ⑥西春日井地区農業改良推進協議会委員の選出について
 - ⑦年間予定・職務等について
- (4) 報告事項
 - ①農地法第5条届出受理状況について
- (5) 依頼事項
 - ①令和8年度農業委員会委員・職員等研修会について
- (6) その他

6. 配布資料

- ①資料1 豊山町農業委員会年間事業予定表
- ②資料2 豊山町農業委員会の会議に関する規則
- ③資料3 豊山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
- ④資料4 農業委員会等に関する法律（第六条のみ抜粋）
- ⑤資料5 農地法第3・4・5条のあらまし
- ⑥資料6 農地法第5条関係（届出）
- ⑦資料7 令和8年度農業委員会委員・職員等研修会について
- ⑧資料8 豊山町農業委員会ホームページ

6. 議事内容

【開会・事務局職員紹介】

事務局長

それでは農業委員会総会を開催いたします。私は、農業委員会の事務局長を務めます建設課長の菊地です。よろしくお願いします。まず始めに、事務局職員の自己紹介をいたします。（部長以下自己紹介）

では、これから本日の協議事項に移りたいと思いますが、その前に本日の配布物の確認をいたします。お手元に配布物の一覧表がありますので、そちらをご覧ください。資料は、本日配布したもののみとなります。名簿につきましては、お名前、ご住所、お電話番号を記載した個人情報となりますので、皆様のご承認の後に、配布したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

事務局長

それでは、名簿を配布します。

～事務局員名簿配布～

事務局長

行きわたりましたでしょうか。それでは、順に配布物の説明をいたします。

～ 配布資料一覧表により説明～

事務局長

以上でございますが、不足等はありませんでしょうか。

なお、新委員分の農業委員手帳を準備しておりますが、身分証明書に写真を貼ってからお渡ししたいと思いますので、本日の会議終了後に写真を撮らせていただき、次回の総会にてお渡ししますのでよろしくお願いいたします。

それでは、総会に入りたいと思います。

【協議事項①】

事務局長

本日は、改選後初めての総会ですので、議事を運営する会長が決

まっております。会長が選出されるまでの間の仮議長につきましては、地方自治法第107条の規定を準用しまして年長の委員にお願いしたいと思います。恐縮ですが、秋田秀機委員に仮議長をお願いしたいと思います。

仮議長

ただ今、私が年長者ということで、仮議長に指名をいただきました。会長が選ばれるまで、皆様のご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

【出席人数確認】

仮議長

本日の欠席者はありません。全員出席ですので豊山町農業委員会総会を開会いたします。

【協議事項②】

それでは、協議事項の（２）会長選出について事務局から説明を求めます。

事務局長

それでは、会長の選出方法について、ご説明します。

会長の選出は、農業委員会等に関する法律第5条の規定により、委員の互選によって決められることになっていますが、地方自治法第118条の規定により指名推選の方法によることも差し支えないとなっています。また、指名推選の方法を用いる場合は、被指名人を以て当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、全員の同意があった者を以て当選人とするとあります。会長に推薦する委員を委員から発言いただき、推薦された委員を会長とすることで決定していくという方法となります。よろしくお願いいたします。

仮議長

ただ今、会長の選出方法について説明がございました。選出方法についてご意見をお願いします。

A 委員

異議なし

仮議長

ただ今、A 委員より、指名推選の方法について異議なしとのご意見がありました。ご異議ございませんでしょうか。指名推選による選出に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

仮議長

全員賛成ですので、指名推選による選出をお願いします。どなたか、推薦される方はございませんでしょうか。

B 委員

会長には、秋田秀機委員を推薦します。

仮議長

他にどなたか推薦される方はございませんでしょうか。

(なし)

仮議長

B 委員より、私、秋田秀機の推薦がありましたが、これにご異議ございませんでしょうか。賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

仮議長

全員賛成を頂きましたので会長は、私、秋田秀機と決定いたします。

秋田会長

それでは、新期の農業委員会の会長を拝命いたしました。前回までの３年間は、愛知県基幹的防災拠点事業が絡みまして、農業委員会も大変な３年間だったと思います。しかし、これも一段落いたしましたので、今回は３年間大きな変動はないかと思いますが、皆様方のご協力を得まして、３年間一所懸命やらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【協議事項③】

秋田会長

それでは、続いて（３）会長職務代理者の選出についてお諮りいたします。

選出方法につきましては、先の会長選出と同じ方法による指名推薦の方法で選出していただきたいと思います。賛成委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

秋田会長

全員賛成を頂きました。私から提案があります。会長の私が豊場地区で出ておりますので、会長職務代理者は青山地区から選出をお願いしたいと思います。いかかでしょうか。どなたか、推薦される方はございませんでしょうか。

秋田会長

河村委員いかかでしょうか。

河村委員

いえ。C委員はいかかでしょうか。

C委員

いえ。他の委員の方でいかかでしょうか。

B委員

会長が、河村委員を推薦いただいたので、ぜひ。

河村委員

わかりました。

秋田会長

それでは、河村博務委員が会長職務代理になっていただくことにご異議ございませんか。賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

秋田会長

全員賛成を頂きましたので会長職務代理者には、河村博務委員と決定いたします。

新会長職務代理者には、こちらの席にお移りいただき、ごあいさつをお願いします。

(新会長職務代理者席の移動)

河村会長職務代理者

会長職務代理者に指名されました河村です。所有していた農地が愛知県基幹的防災拠点事業地となり、畑を少しと、調整区域にある水田があります。現在は自身ではお米を作っておりません。畑も趣味程度でしかやっておりますが、会長職務代理者を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

【協議事項④】

秋田会長

次に（４）議席の決定についてですが、議席については、農業委員会の会議に関する規則第５条の規定で会長が議席を定めることとされています。ただ今、着席の所は、仮議席ではありますが、そのまま、本議席と決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

秋田会長

異議なしと認めます。それでは、ただ今の席を本議席と決定いたします。

【協議事項⑤】

秋田会長

議事録署名者を指名いたします。

１番 岡島真二委員と２番 柴田眞澄委員を議事録署名者に指名しますのでよろしくお願いいたします。

【協議事項⑥】

それでは、次に（６）西春日井地区農業改良推進協議会委員の選出についてお諮りいたします。事務局より説明を求めます

事務局長

西春日井地区農業改良推進協議会は、西春日井地区の農業改良を円滑に推進するための組織であります。町から２名選出することになっております。委員の役割は、協議会の総会、研修会の参加等であります。従来、委員は、会長と職務代理者をお願いしており、会長と職務代理者をお願いしたいと考えております。よろしく協議をお願いいたします。

秋田会長

事務局の説明のとおり、会長と職務代理者を委員とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

秋田会長

異議なしと認めます。では、西春日井地区農業改良推進協議会委員は、会長の私と職務代理者の河村博務委員に決定いたします。

【協議事項⑦】

秋田会長

次に年間予定・職務等について、事務局から説明を求めます。

事務局員

それでは、年間予定・職務等について、ご説明します。

【資料1から資料5により説明】

秋田会長

年間予定・職務等についての説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

C 委員

資料2についてお尋ねします。第4条の中で、委員は総会に出席できない場合は、当日の開催時刻までに会長に届け出なければならないとありますが、事務局ではなくて、直接会長様に連絡をするということでしょうか。

事務局員

事務局にご連絡いただければ結構です。

C 委員

資料 5 についてです。農地法の届出は、行政書士を通じてしかできなかったのでしょうか。個人が行う場合も可能でしょうか。

事務局員

行政書士を通じて届出される方が多いですが、個人で行うことも可能です。

D 委員

年間の予定表についてお聞きします。総会の開催時間は何時からでしょうか。仕事をしている関係で調整しなければならないので教えていただければと思います。

事務局員

総会は開催日の午前 9 時半から開催となります。

D 委員

農地パトロールに関しても午前 9 時半からなののでしょうか。

事務局員

農地パトロールに関しては、農地パトロールの期間を設定いたしまして、その期間中に、委員の皆さまのご都合の良いときに実施頂ければと存じます。

秋田会長

質問等ありませんので、年間予定・職務等について終了いたします。

【報告事項】

秋田会長

農地法第5条の届出の受理状況について事務局の説明を求めます。

事務局員

はい、農地法第5条の届出受理状況について、説明します。

農地法5条届出は、権利移動を伴う市街化区域内の農地転用の届出です。農業委員会総会は、公開の会議となりますので、個人情報に係る部分につきましては非公開とさせていただきます。

【資料6により説明】

秋田会長

農地法第5条の届出受理状況についての報告が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

秋田会長

質問等ありませんので、報告事項の農地法第5条の届出受理状況についての報告を終了いたします。

【依頼事項】

秋田会長

続いて依頼事項の「令和8年度農業委員会委員・職員等研修会について」、事務局の説明を求めます。

事務局員

愛知県農業会議が開催する研修会が開催されます。本研修会には、委員の皆さまにご参加いただきたく存じます。

【資料7により説明】

秋田会長

「令和８年度農業委員会委員・職員等研修会について」の説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

秋田会長

質問等ありませんので、「令和８年度農業委員会委員・職員等研修会について」は終了いたします。

【その他】

秋田会長

続きまして、その他について、何かありますか。

事務局員

（以下、４点連絡事項を案内）

（１）次回の会議について、以下のとおり案内。

日時：令和８年８月２８日（金）午前９時３０分開始

場所：役場２階 会議室２

資料：会議開催１週間前を目安に送付予定。

（２）農業委員会ホームページについて、資料８により案内。

（３）個人情報を含む資料については、事務局でシュレッダー処理して廃棄する旨案内。

（４）農業委員手帳用の写真を撮影する旨を案内。

秋田会長

事務局からの連絡事項が終わりました。何かご質問等ありますでしょうか。

C 委員

農地所有に当たり、所有下限面積の撤廃に伴って、農地所有面積が全く無い方が農地をしたいという申請はありましたでしょうか。あった場合、その方は、農地を適正に管理されているかどうかを教えてください。

事務局員

お調べして、後日ご回答させていただきます。

【閉 会】

秋田会長

以上で、本日の農業委員会総会の全ての日程を終えましたので、終了とさせていただきます。事務局からその他ありますか。

事務局

個人情報を含む資料については、事務局でシュレッダー処理して廃棄する旨案内。

(午前 10 時 23 分終了)

8. 農地転用件数

6月農地転用件数					農地転用累計			
農地法適用条項		件数	面積㎡	地区	農地法適用条項		件数	面積㎡
3条	許可	0	0.00	青山	3条	許可	2	609.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	5	4,327.12
		0	0.00	豊場				
4条	許可	0	0.00	青山	4条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	3	737.00
		0	0.00	豊場				
5条	許可	0	0.00	青山	5条	許可	6	3,589.95
		0	0.00	豊場				
	届出	1	365.00	青山		届出	15	7,156.12
		2	403.00	豊場				

※ 累計については令和8年1月～令和8年12月（再申請分を含む）

議事録署名人 （会長及び出席委員2名）

※ この議事録は概要版です。正式な議事録は、建設課土木・農政グループの窓口で縦覧することができます。